

2020年1月8日  
全国港湾19発第46号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



### 放射線量検査体制の維持に関する取り組み指示

日港協は、昨年7月1日付けで「放射能検査の実施の要否を含め、各会員店社殿においてご判断頂き」たい旨の連絡をしたことを踏まえ、先般(20年1月6日)、「放射能検査を実施するか否か、実施した場合の費用をどのように負担されるか、…何らかの対策を取られるか否かについては、…各会員店社殿において、個別に判断頂きたい」とする連絡文書を改めて発出しました。

本件について、全国港湾と港運同盟は、昨年7月4日に日港協に対して労使協定(11年8月17日付け暫定確認書)を反故にするものと抗議すると同時に、全国港湾として放射線量検査体制の維持などの取り組みの徹底を指示し、地区港湾において、この取り組みを強化してきた経緯があります。

そのうえで、日港協に対し本件に係る団交を申し入れ、昨年9月5日(木)に団交を開催しました。その中で、組合側は、労働者の安全確保の義務と責任は事業者にあり、一方的に協定を破棄するような対応は認められないと追及し、下記の口頭確認をした経緯があります。

については、各単組・地区港湾において、その確認に基づく取り組みを下記の通り進めるようあらためて指示します。

### 記

1. 日港協は、次の回答を行った。
  - ① 雇用する労働者の安全への責任は事業者にあり、そのために万全を期す。
  - ② 現時点での認識・見解として暫定確認書に基づき対応したい。
2. 日港協の回答を、組合側は受け入れ「検査体制の維持」を口頭確認した。
3. 以上の経緯と団交の確認を踏まえ、各単組・地区港湾は次の取り組みを進めること。
  - ① 各地区港湾は、上記の労使確認を改めて地区労使において再確認し、放射線量検査体制を維持するよう取り組むこと。
  - ② 各単組は、地区港湾の取り組みの促進のための縦指示に取り組むこと。

以上

<添付> 「ご連絡」：日港協発出文書